

学校危機管理マニュアル

令和5年度4月1日改



佐世保市立浅子小中学校

学校の危機管理について

浅子小中学校

学校における危機管理の意義

I 危機管理の必要性

学校は、児童・生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故(危機)が発生する。そのような事件・事故に備えて、学校において適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが必要である。

危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した際には、被害を最小限にするため適切かつ迅速に対処すること」を指す。

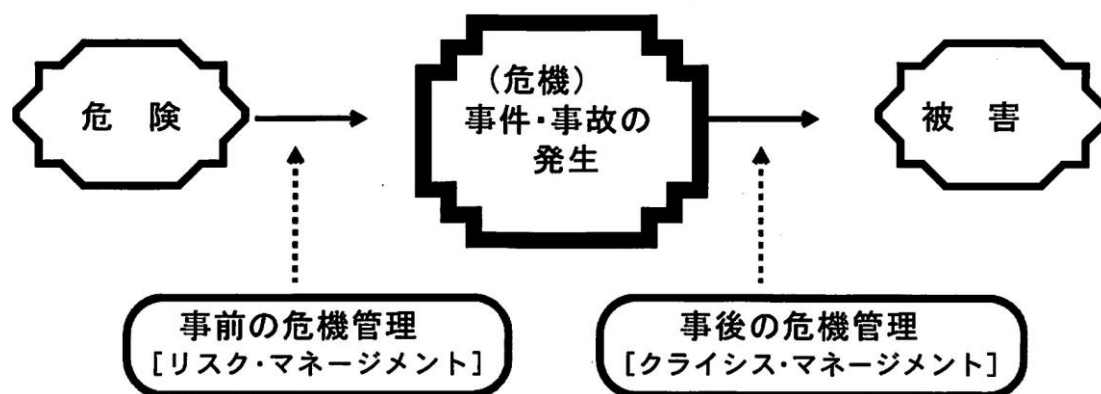


図1 危機管理の2つの側面

○事前の危機管理[リスク・マネジメント]

事件・事故の発生を極力未然に防ぐことを中心とした危機管理。

○事後の危機管理[クライシス・マネジメント]

事件・事故が発生した場合、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える、さらに、その再発防止と通常の生活の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理。

2 学校の危機管理の目的

児童・生徒や教職員等の生命や心身等の安全確保

- 危険の察知・発見による未然防止が最も重要
- 被害を最小限に抑える。
- 再発防止と教育の再開への対策

3 危機管理体制づくりの意義

校長が責任者となり、安全担当の教職員が中心となって活動を推進する。学校の危機管理体制にはすべての教職員が参加することが必要であり、役割を分担し連携を深めながら活動を進めていく必要がある。

また、教育委員会・警察等の地域の関係機関・団体との連携を確立し、迅速に連絡・協力し合える体制を作っておくことも大切である。

保護者・地域住民も、危機管理体制において重要な役割を果たすので、安全教育や危機管理について理解と協力を求めることが不可欠である。

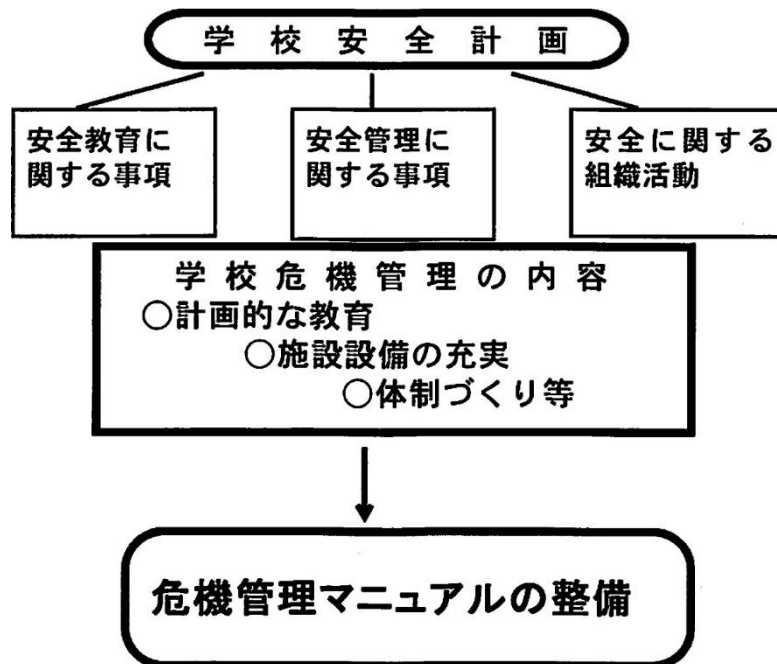
学校における危機管理の内容

1 学校安全計画と危機管理の内容

適切な危機管理を行うためには綿密な計画を立てることが大切である。学校安全計画には安全教育に関する事項、安全管理に関する事項及び安全に関する組織活動が含まれる。

学校の危機管理は、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等の実態に即したものでなければならない。また、様々な場面を想定しておかなければならない。

危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順を示したものが「危機管理マニュアル」である。この「危機管理マニュアル」は、機能できるように訓練を実施するとともに実態に即し随時、検討し、改善していくことが重要である。



2 学校における危機管理の進め方

- (1) 校長・教頭・安全担当等を中心とした危機管理体制づくり
- (2) 家庭や地域の関係機関・団体との連携による不審者等の情報の把握
- (3) 実行可能で効果的な対策
- (4) 保護者や地域住民の協力依頼
- (5) 危機管理マニュアルの作成
- (6) 事件・事故発生時における優先順位の明確化
- (7) 危機管理マニュアルの効果的運用のための訓練の実施
- (8) 危機管理マニュアルの改善
- (9) 職員の危機管理意識の向上・維持
- (10) 職員連絡網・学級連絡網など連絡体制の整備

学校における日常安全確保対策

1 来校者の確認

校舎見取図などの案内表示を行うなど来校者に常に配慮するとともに、学校内に不審者が侵入することがないように、保護者・育友会や地域の方々の理解を得ながら、受付等により来校者の確認をするようにする。

(1) 出入り口の限定・受付の明示

(2) 案内表示

(3) 来校者名簿の整備

(4) 名札の交付や胸章の着用

(教職員も着用し、来校者に教職員であることを明示することが望ましい)

(5) 来校者への対応

- ・教職員や児童生徒は、来校者を見かけたら積極的に挨拶・声かけを行うよう努める。
- ・挨拶に添えて、「受付は正面玄関で行っています。どうぞこちらへ。」「どのようなご用件ですか。」「何かお困りですか。」「どなたかお待ちですか。」などと話しかけ、必要に応じて校内を案内する。

2 校内巡視体制

(1) 教職員による巡視

教職員による校内及び学校周辺の巡視を心がける。特に、職員室から死角となりうる場所(体育館裏・給食室周辺等)の定期的巡視を心がける。校舎内については、授業場所への往復時に巡視意識を持っておく。

(2) 保護者や関係機関・団体等の協力によるパトロールの実

施常時ではなくとも、行事や時期に応じて依頼する。

3 登下校時における安全確保

交通安全指導のみならず、登下校時における様々な危険との遭遇を想定し、保護者や地域住民の協力を得ながら、安全指導や安全管理の徹底を図る。

(1) 安全な通学路(通常の経路)による登下校の指導(挨拶運動の活用)

(2) 地区児童会での通学路の確認と危険箇所の把握(育友会幹事会でも実施済み)

(3) 家庭訪問による通学路の確認

(4) 緊急避難場所の周知徹底「子ども110番の家」

(5) 必要に応じて、保護者や地域住民等に登下校の街頭補導を依頼する。

(6) 日常における声かけ運動

4 校外活動等における安全確保

(1) 綿密な事前計画と現地の安全確認

(2) 児童・生徒への事前の安全指導の徹底

(3) 校外活動計画の提出と定時連絡

(4) 非常時の連絡体制の整備・徹底

5 学校開放における安全確保

「開かれた学校づくり」と安全確保の両立

「開かれた学校づくり」の推進とは、不審者やその他の危険に対して何の備えもなく学校という空間が開かれるということではなく、子どもの安全がまず第一に確保されなければならない。つまり、「開かれた学校づくり」を推進するためには、前提として、教職員や地域住民の学校の安全管理に関する意識向上と、学校や地域の状況に応じた対応を継続的に実施し、子どもの安全確保を図ることが絶対の条件である。

(1) 学校開放にあたっての措置を講じる。

(事前の安全点検・保護者への危機管理の対応説明会・受付の設置・来校者の点検・名札の着用・校内巡視等)

(2) 育友会・関係機関・団体・地域住民への協力依頼

6 施設・設備の点検整備

学習活動において使用する施設・設備の日常的な点検活動。

7 安全点検の徹底

従来の安全点検の点検項目を見直し、チェックリストを作成し、定期的な点検を行う。

※別紙

8 安全教育や防犯訓練

児童・生徒の安全教育や避難訓練を含めた防犯安全訓練計画の立案と実施。

※別紙

9 緊急時持ち出し品

(1) 児童生徒出席簿(職員室)

(2) 救急応急セット(保健室)

(3) 連絡先一覧(職員室)

10 保護者への引き渡し基準

地域の様子や被害の状況、保護者の状況、今後の見通しなどの情報収集し、「引き渡し」か「待機」かの判断を行う。

- ・ 学校内が安全と判断した場合 → 待機
- ・ 保護者が迎えに来られない場合 → 待機
- ・ 保護者に準ずる人が迎えに来た場合 → 待機 → 保護者承認 → 引き渡し
- ・ 保護者引き渡しが安全と判断した場合 → 引き渡し

※引き渡し時は、必ず保護者及び児童生徒の名簿で確認する

緊急時における安全確保対策

Ⅰ 不審者が学校内に侵入した場合

【通報方法】

発見者の声・非常ベル（火災報知器）・笛・拡声器・携帯電話・防犯ベル 等

【情報キャッチ】

教職員が発見

- ・不審者周辺の児童の避難
- ・管理職及び他職員へ報告

児童生徒が発見

- ・複数の教職員で現場へ急行
- ・状況把握後、職員室への報告

【認識】

声かけ等により不審者かどうかを判断

来校した用件や氏名・危険物の所持等が発見確認する

【対応】

緊急事態発生の周知

i校内放送で全職員に不審者侵入を通知(校長の判断で警察へ通報)

《授業中》

- ・授業者は、児童・生徒を教室にとどめ、次の指示を待つ
- ・授業のない者は、笛・携帯等の通報手段を持ち、現場へ行く。
- ・教育委員会への連絡

《休み時間等》

- ・担任は児童・生徒を教室に入れ、人員点呼、確認を行う。
- ・連絡係を残し、他の者は、笛・携帯等を持ち、現場へ行く。
- ・教育委員会への連絡

【反応判断】

不審者の反応

《校外退去》

- ・校内放送で不審者が校外に退去したことを知らせる。(教頭・職員)
- ・全職員への状況説明(校長)
- ・教育委員会への連絡(教頭)
- ・安心安全メール等で保護者等に連絡し下校時の安全を確保。(教頭)

《緊急事態発生》

- ・校内放送で緊急事態発生を伝え、避難場所の指示をする。(教頭・職員)

児童生徒の避難誘導(担任等)

《けが人の発生》

- ・応急手当、救急車要請の判断(校長・養護)
- ・保護者及び教育委員会へ報告(教頭・担任)

《その他の対応》

- ・教育委員会へ報告(教頭)
- ・児童生徒の下校に関する判断(校長)
- ・防災無線等要請の判断(校長)
- ・保護者や地域への連絡(教頭)

2 凶器類を持った者が侵入してきた場合

【通報方法】

発見者の声・非常ベル（火災報知器）・笛・拡声器・携帯電話・防犯ベル 等

【 事件発生 】

凶器類保持者侵入

【 避難の指示・防御 】

教 職 員

- ・侵入者周辺の児童の避難
- ・職員室への通報
- ・教職員への応援要請
- ・可能な限りでの防御

児童・生徒

- ・通報・情報の取得
- ・指示により避難
- ・安全確保
- ※自らの安全確保を最優先する

【 通報 】

通 報

警察（１１０番）
消防（１１９番）

校長・教頭
（職員室）

《 緊急放送 》

〇〇に不審者が侵入。
児童・生徒は、先生の指示に
従い、避難してください。

教職員が複数で現場へ急行し、
侵入者に対処する。

無線・携帯電話等を持参し、状況報告。
状況を校内放送で伝える。

市教育委員会
県教育委員会

全職員での対応

【 緊急時対応体制 】

校長・教頭	・陣頭指揮・教育委員会への報告・育友会と保護者への連絡・安全確認 等
生徒指導主事	・侵入者への対応・避難誘導 等
学級担任・副担任	・避難誘導・安全確認・家庭訪問 等
養護教諭	・応急処置・医療機関との連絡調整 等
事務職員等	・電話対応・諸連絡 等

3 外部から不審者情報が入った場合

【情報キャッチ】

- ・警察・教育委員会・保護者
- ・児童生徒・地域住民
- ・近隣学校等

【情報確認】

- 《情報の発信源（情報の真偽）の確認》
- ・情報の詳細を収集
 - ・警察、教育委員会、近隣学校との連携及び情報交換
 - ・文書、電話、安心安全メール等を使って広報活動

誤報連絡

【学校としての対応】

緊急対応

- ・学校出入り口、校地内の巡視
- ・教職員の招集、説明
- ・情報収集と状況の判断
- ・緊急体制の指示

協力要請

- ・警察への巡回要請
- ・通学路の安全確保依頼（保護者・育友会・地域など）
- ・電話連絡網などの活用

下校指導

- ・児童・生徒への状況説明
- ・複数での下校
- ・集団下校
- ・教職員の引率
- ・保護者との下校 など

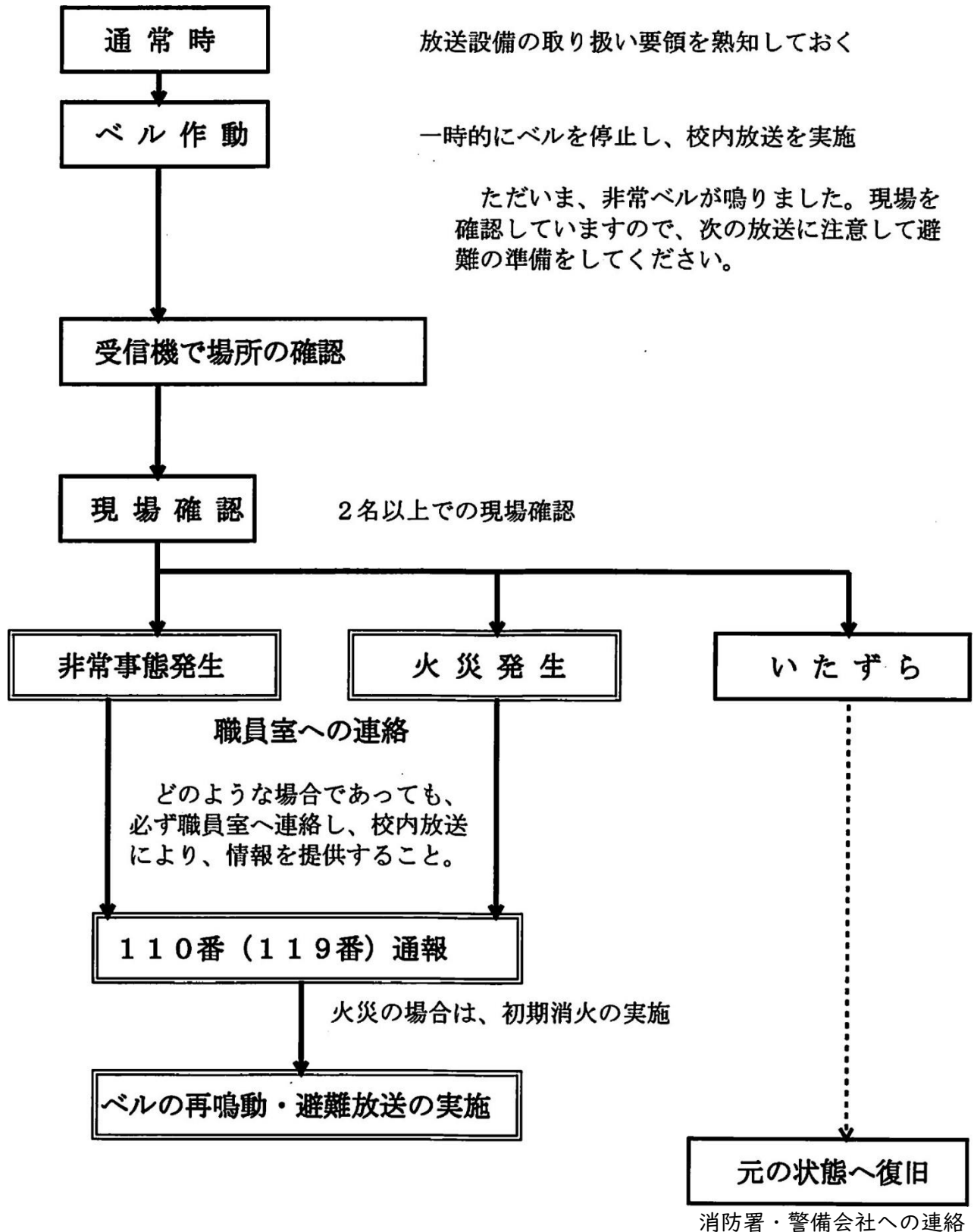
※ 校区内の巡視を含め、通学路の安全確保のために体制を整えておく。

（育友会・健全育成会・児童クラブ等関係諸機関との連携）

4 火災発生時（消防用設備等活用）の場合

「いつでも・どんな場面でも・誰でも」

火災発生時に、消防用設備の作動・停止・復旧等の作業を行うことができるように下記の流れを意識しておく必要がある。定期的に火災避難訓練を行う。



緊急事態発生時の外部との対応について

1 クライシス・コミュニケーション

「クライシス・コミュニケーション」とは、不測の事態が発生した場合、その影響やダメージを最小限に抑えるための「情報開示」を基本としたコミュニケーション活動である。適切な情報を適切な時期に適切な対象に伝えることで、誤解を避け正しく理解をしてもらい協力を得られるようもっていくことが大切である。

- (1) クレームには迅速な対応と面談の実施
- (2) 疑惑を生まない徹底した情報開示
- (3) 県民の視点から判断

2 一般保護者への対応

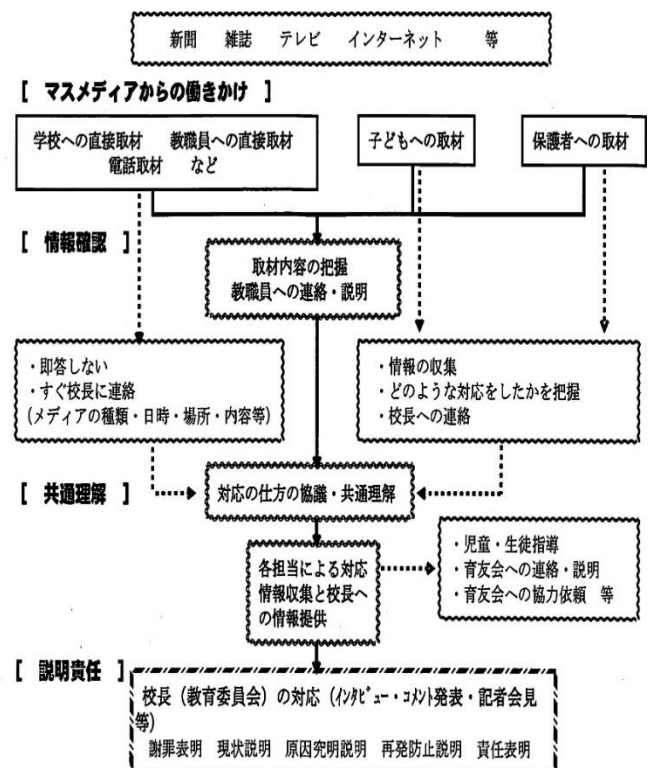
該当児童・生徒の保護者への対応はもちろん、そのほかの保護者への対応はその後の保護者と学校の関係に大きな影響を及ぼす。特に親としての心情を第一に考えて誠意をもって対応することが必要である。

- (1) 関係児童・生徒の保護者への説明。(事件・事故の概要児童の動き教師の対応)
- (2) 育友会への迅速な連絡とその後の対応についての話し合い
- (3) 育友会役員会や保護者会での説明
- (4) 必要に応じて保護者と面談

3 マスメディアへの対応

マスメディアとの無用な対立を避け、事実を正確に伝えて協力を得られるようもっていく。言葉を選びながら誠実に応対し、説明責任を果たすことが重要である。直接対応するのは校長であるが、校長がスムーズに対応するためには、共通理解のもとで教職員が様々なメディアに対して適切な対応をする必要がある。

- (1) 窓口は教育委員会の指導・助言を受け、校長(教頭)が行う。
- (2) 教職員が対応の仕方を理解しておく。
- (3) 教職員は個人の見解で発言しない。
- (4) 同じ内容の発言でもニュアンスの違いで様々に解釈されるということを認識する。
- (5) 不用意に情報を出さない。適切な情報かどうか話し合い判断する。
- (6) 最初の対応の仕方がその後に影響を及ぼすことを認識し、「取材拒否」ではなく、「取材協力」の立場で対応する。



地震対策マニュアル

1 地震について知識を得る

自然災害の仕組みを科学的に理解しておくことは、緊急の対応や状況を予測して行動を起こす上で大変重要である。地震が起こるメカニズムや地震に伴う二次災害等について事前学習を行った上で避難訓練を行うことが大切である。

- (1) 地震の起こる仕組み・発生地域
- (2) 地震に伴う自然災害(津波・がけ崩れ・山崩れ)
- (3) 地震に伴う人的災害(交通遮断・食料不足・住居の崩壊・メンタルダメージ等)

2 地震情報を得る

気象庁や各自治体が取っている地震情報の体制を事前に理解しておき、正確な情報を得て正しい判断をしながら行動することが、災害から身を守ることにつながる。学校として地震情報をどのように得るのか全職員が共通理解して児童・生徒の完全確保にあたる。

- (1) テレビ・ラジオ等からの把握
 - ①観測情報・・・観測データに異常が現れているが、前兆現象と判断できない場合
 - ②注意情報・・・前兆現象の可能性が高まったと認められた場合
 - ③予知情報・・・地震が発生するおそれがあると認められた場合
 - ④地震発生・・・迅速な避難、安全確保を要する場合
- (2) 防災無線放送からの把握
 - ①本市の震度・津波の有無 ②避難方法・場所 ③避難時の注意点等

3 地震対応表で基本的な対応を明確にする

実際に地震が起こると交通機関や電話などさまざまな面で連絡が取れなくなる。したがって事前に基本的な対応の仕方を職員と児童・生徒が理解して随時対応することが必要である。

対応表	登校前	登校中	在校時	校外活動中	下校途中
観測情報	登校	登校する	授業継続	活動継続	下校
注意情報	自宅待機	登校後に地区別下校 (帰宅確認)	地区別下校 (帰宅確認)	同地区グループ下校 (帰宅確認)	下校
警戒宣言発令 予知情報	自宅待機	登校後に保護者と同 伴下校 (保護者へ引き渡し)	保護者と同伴下校 (保護者へ引き渡し)	活動場所から 保護者と同伴下校 (保護者へ引き渡し)	下校
地震発生時	自宅待機	児童・生徒の判断 により、学校の近く なら登校。その後保 護者と同伴下校 (保護者へ引き渡し)	保護者と同伴下校 (保護者へ引き渡し)	活動場所から 保護者と同伴下校 (保護者へ引き渡し)	下校

4 安否確認

基本的には通常の学級連絡網や育友会との連絡により安否確認を行う。しかし、災害発生時には電気や電話の使用不能により連絡手段が遮断されることが多い。NTT の災害伝言ダイヤルサービス等を利用

在校時おける地震対策

地震発生のお知らせ

基本的には、現場の教師が判断し児童生徒に周知。時間的余裕があれば、校内放送等で全校に周知・指示

【反応判断】

《授業・活動中》

- ・指導者は、児童生徒を教室にとどめ、地震の状況を見る。
- ・指導者は、教室待機か避難かの判断をして、対応の指示をする。
- ・授業のないものは、情報収集に努め、校内放送等で通報・指示したり、児童生徒の避難に備え、誘導の態勢をとったりする。

《休み時間等》

- ・担任はただちに教室に行き、児童・生徒の確認を行う。
- ・その他の職員は、教室以外の場所の児童生徒の確認を行う。
- ・教頭は、教室待機か避難かの判断をして校内放送で通報、指示する。
- ・全職員で、避難誘導の態勢を取る。

地震発生への対応

《校舎内にいる場合》

- ・教室の出入り口の扉、窓を必ず全開にする。
- ・火を使っている場合は必ず消火する。
- ・机の下などに身を伏せ、転倒物や落下物から頭部を保護する体勢を取る。バッグや衣類等で頭を守る。
- ・地震の揺れが収まるまでそのままの状態待つ。
- ・教師の指示で避難を始める。
- ・あわてて飛び出さない。落下物に気をつけ頭部を守

《校舎外にいる場合》

- ・校舎付近や壁などから転倒するおそれがあるものから離れる。
- ・バックや衣類などで頭部を保護しグラウンドや空き地に避難する。
- ・地面の亀裂・陥没・隆起や建物の倒壊・転倒物・ガラス片などの落

《けが人発生への対応》

- ・応急手当、救急車要請の判断
- ・保護者への連絡
- ・状況を教育委員会へ報告

《安否確認》

- ・人員点呼
- ・不明者の搜索
- ・けがの有無の確認
- ・メンタルケア

《その他の対応》

- ・教育委員会への連絡。
今後の対応の協議と決定。
- ・下校に関する判断
- ・防災無線放送の要請

(保護者への引き渡し)地域の様子や被害の状況、保護者の状況、今後の見通しなどの情報を収集し、「引き渡し」か「待機」かの判断を行う。

原子力災害対策

○未然防止ポイント

- ・ 必要な知識の学習
- ・ 情報の入手方法(市教委、防災無線、自衛隊、派出所)
- ・ 保護者への啓発

○原子力災害緊急放送

- ・ 玄海原子力発電所
- ・ 原子力艦船放射能漏れ等

○情報収集

- ・ 状況把握(テレビ、ラジオ等)
- ・ 校長は教育委員会への問い合わせ

③ 教室に全員避難、窓を閉める。(担任等)

② 対策本部(職員指示) → 正確な情報把握(事務職員)

① 対応方針の指示

- ・ 役割分担を決める(校長・教頭)
- ・ 緊急下校、保護者への引き渡し(担任等)

※ただし、地域の様子や被害の状況、保護者の状況、今後の見通しなどの情報を収集し、「引き渡し」か「待機」かの判断を行う。

④ 安心メール等(教頭) → 状況を保護者連絡、児童・生徒の迎え依頼

⑤ 登下校時の注意(担任・養護)

- ・ マスクや帽子等を着用する
- ・ 雨天時は傘とレインコートの着用
- ・ 手洗いやうがいをする

⑧ 教育委員会と連携(校長) → 正しい情報の収集を図る

⑥ 校長・教頭・養護・育友会会長・幹事等で今後の対応について話し合う

<事故後>

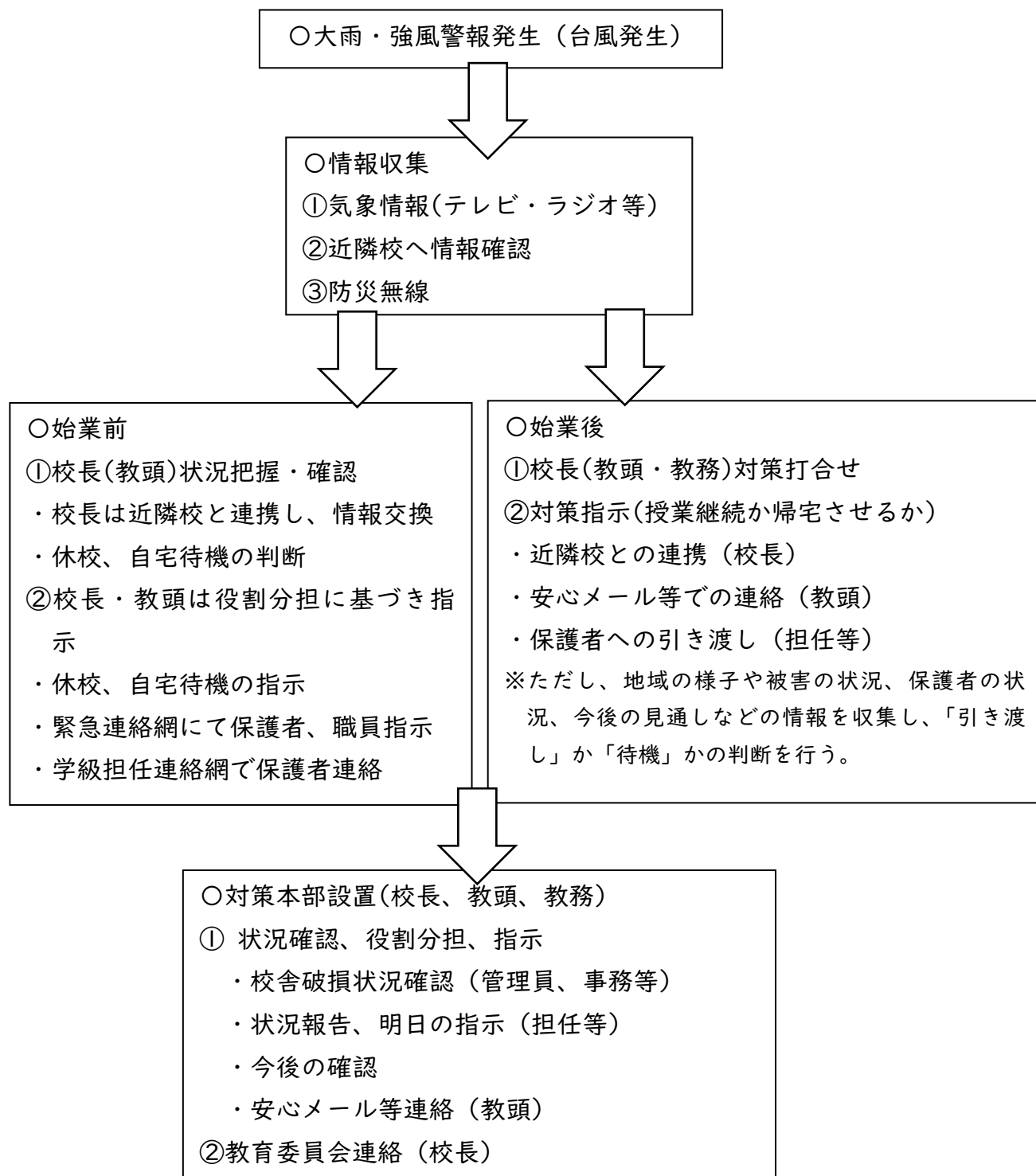
⑧ 教育委員会からの指示を受ける

- ・ 登校の有無
- ・ 施設使用等

大雨・強風(台風)等自然災害対策

○未然防止ポイント

- ・緊急下校や保護者への連絡、児童・生徒等の引き渡し体制の確立



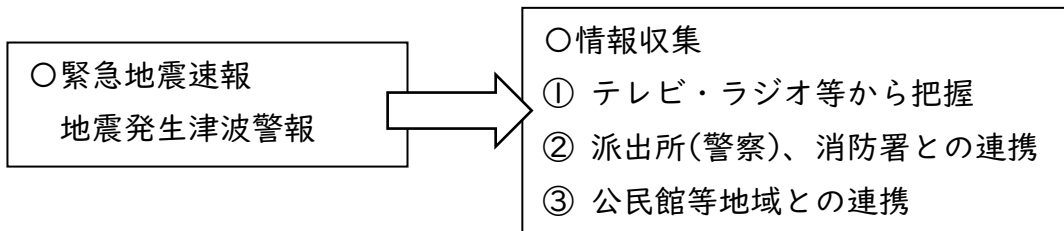
津波対策

○未然防止ポイント

- ・市教委と連携第3次避難場所(学校が危険にさらされた場合)避難場所を確認。
- ・市教委と連携、浅子地域の地震や津波対応の専門家指導。
- ・市教委と連携、浅子地域のハザードマップの要請。

(現状では学校以外で緊急避難は難しい、避難経路は海岸線が多く移動は難しい)

○緊急下校や保護者への連絡、児童・生徒等の引き渡し体制の確立



○第1次避難

- ・2階図書室へ避難
- ・屋上への入り口解錠点検を行う。
- ・人員点呼、異常の有無の確認後、校長(教頭)に連絡
- ・状況に応じて屋上へ避難させる
- ・校長は教育委員会へ第一報
- ・保健室等から毛布、敷物等図書室へ
- ・派出所(警察)、消防署との連携で情報収集を図る
- ・津波の全容等収集した情報を整理

○第2次避難

- ・安全な避難経路の確認
- ・状況確認→裏山への避難(※現時点で高台は裏山)
- ・避難後待機
- ・状況を校長に報告
- ・校長は教育委員会に報告第2報

○対策本部(校長・教頭・教務)

- ・育友会会長連携をとり、保護者への連絡や今後の対応について話し合う

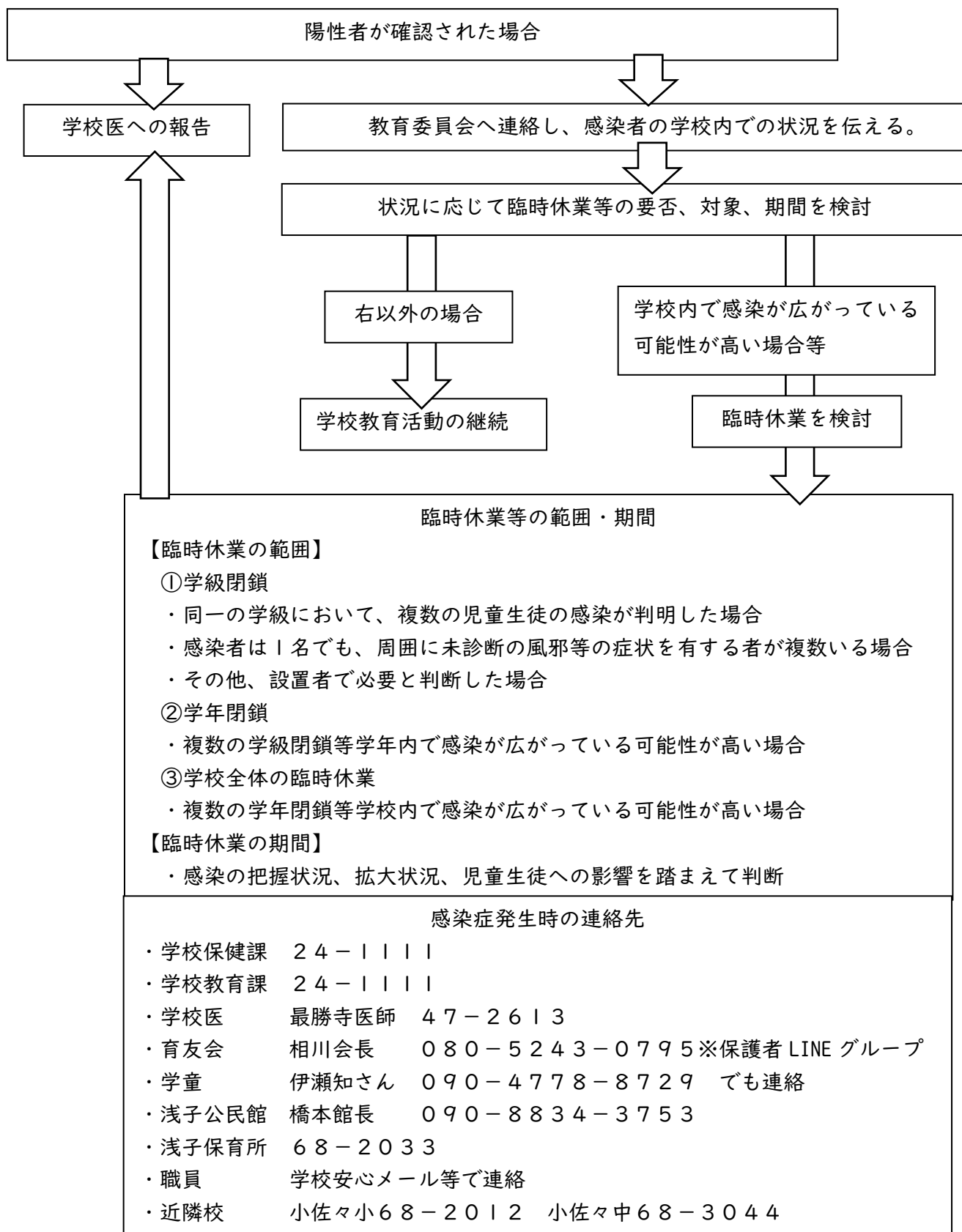
○第3次避難

本校体育館が浅子町の避難場所となっているため、関係機関と連携を取りながら正確な情報収集に努め、第3次避難についての判断をする。

(事後の危機管理)：事故や災害後の危機管理として、児童・生徒の PTSD 等への対応のため、学校を中心として専門家(精神科医、カウンセラー等)・地域の関係機関等との連携を図り、効果的な心のケアが行われるように配慮する。

感染症発生時の対応

※佐世保市版「新型コロナウイルス感染症発生時における学校の対応（R4.4.19）」を基準に作成
※臨時休業等は佐世保市教育委員会が判断



防災計画

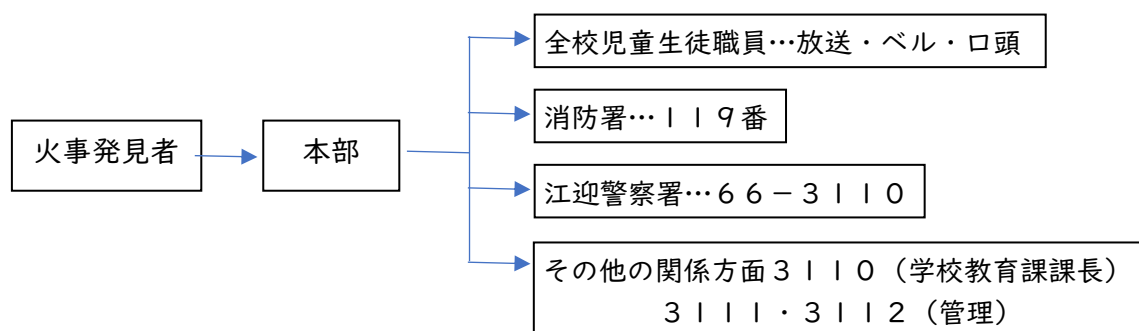
1 目的

非常の災害に関し必要な事項を定め、学校の全力を傾注して災害を防止し、又は最小限にとどめ、児童生徒の生命の安全を期することを目的とする。

2 内容

(1) 連絡網

A. 警報連絡網



B. 緊急連絡網

育友会連絡網、学校安心メール等を活用する。

(2) 避難方法

- ① 非常事態発生の知らせがあったら、職員は状況に応じて速やかに児童生徒を避難地へ誘導する。避難完了後、各学級担任はその旨を本部へ報告する。
- ② 校舎検索係は速やかに校舎を一巡して、居残り児童生徒の有無を確認本部に報告する。
- ③ 避難経路は次頁に明示

3 組織

本部……学校長、教頭

救護……養護教諭

通報……教頭

誘導……授業者

非常搬出検索……各担当、学校管理員

4 避難訓練計画

回	実施月	想 定	ねらい	内 容	備 考
1	4 月	・火災 ・授業中 ・(中)理科室	・火災時の避難の方法を理解させる。	・授業者の指導、誘導により避難方法を知り、避難場所に安全に避難する。	・児童生徒への予告あり。
2	9 月	・地震 ・授業中	・地震時の避難の方法を理解させる。	・授業者の指導、誘導により避難方法を知り、避難場所に安全に避難する。	・児童生徒への予告あり。
3	2 月	・火災 ・授業中 ・給食室	・安全に速く避難できるよう実践的能力、態度を養う。	・授業者の指導、誘導により避難場所に安全に避難する。(1・2回目とは別の避難経路を使用。)	・児童生徒への予告あり。

避難経路

避難経路 A

給食調理室を通り、
運動場に避難する(赤)

避難経路 B

避難階段を通り、運動場に避難する(青)

消火用設備等

- 水道
- 消火器
- ◎ 消火栓
- ◇ 火災報知機
- ◆ 火災受信機
- 火災表示機
- 電源主幹



弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「アラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧ください



「アラート」(例) 直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

近くの建物の中から
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

弾道ミサイルが着弾した場合、
激しい爆風や破片などにより、
身体へ大きな被害を受ける可能性があります。

爆風



※イメージ

破片



※イメージ

爆風や破片などから身を守るため、
状況に応じた避難行動をとることが大切です！

とるべき行動については裏面をご覧ください▼

内閣官房

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、**Jアラート**を通じて**緊急情報**を流します。

- ① 屋外スピーカーなどから国民保護サイレンとメッセージが流れます。
- ② 携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールなどが届きます。

屋外にいる場合 【爆風や破片などを避ける】



近くの建物の中（できれば頑丈な建物）
または **地下へ**

もしも、近くに建物がない場合は



物陰に身を隠す
または
**地面に伏せ
頭部を守る**

屋内にいる場合 【爆風で割れた窓ガラスなどを避ける】



窓から離れる
または **窓がない部屋へ**

このパンフレットは、避難行動の必要性和最低限知っていただきたい避難行動を周知することを目的に制作しております。

詳しくは、[内閣官房国民保護ポータルサイト](#)へ▶

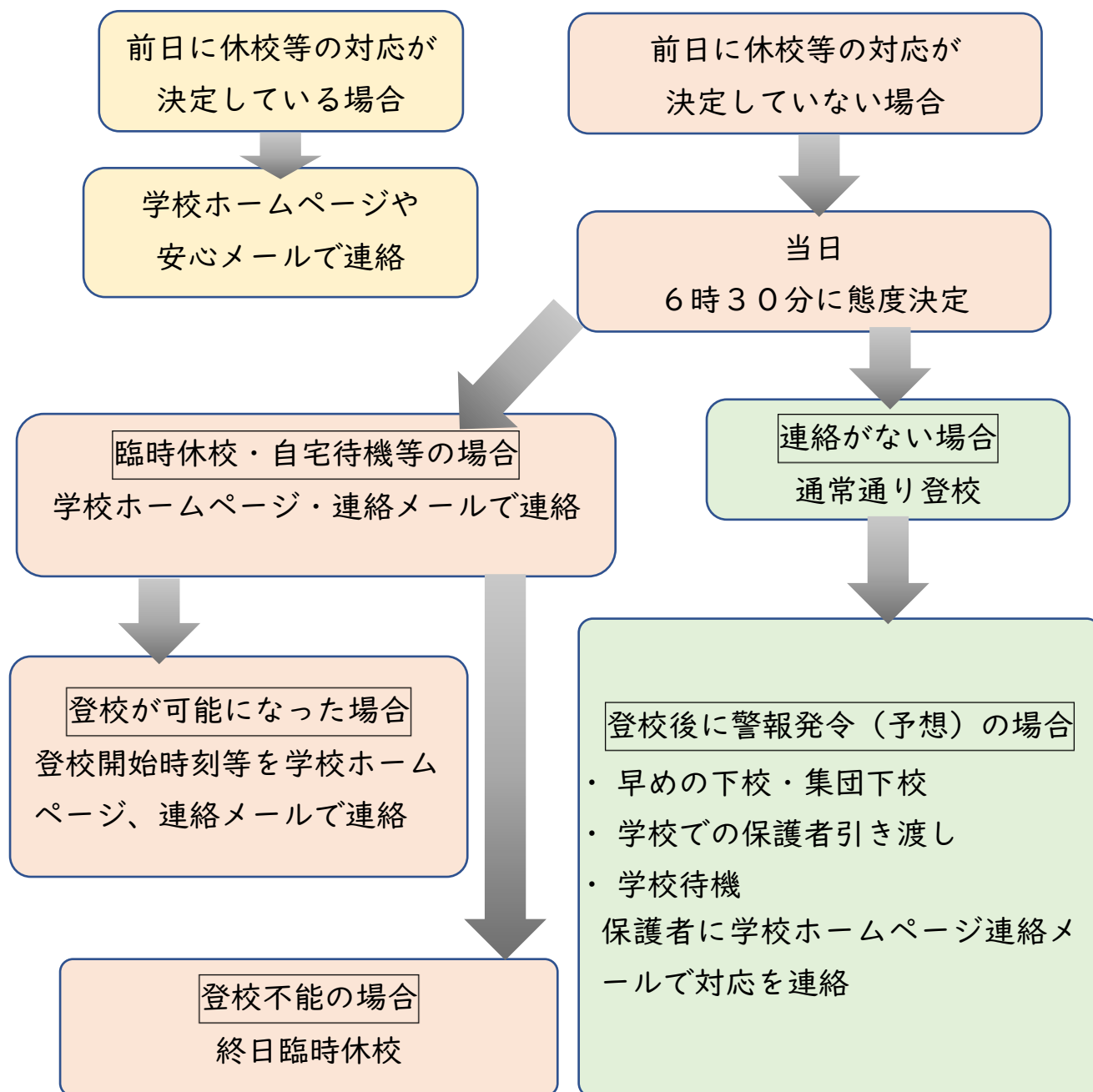
国民保護

検索

2018.4 作成

災害時の保護者への対応（フローチャート）

災害時の対応



備考

- ・ 児童生徒の引き渡しは、学校で、直接保護者または家族に行う。引き渡しができない場合は学校で待機させる。
- ・ 学校に留め置くことが安全と判断した場合は、教室、図書室、保健室等を利用して学校に待機させる。

